卸売市場等の用途に供する建築物調書

年

月

日

1	物化	牛名称							
2	申記	請敷地の地名地看							
3	工具	事種別							
4 建築物の用途			・卸売市場 ・火葬場 ・と畜場 ・汚物処理場 ・ごみ焼却場 ・ごみ処理施設 (・産業廃棄物処理施設 ()						
			基準時: A (年 月)	51条許可時: B (年 月)	現在:C	申請による増減:D	合計: C+D=E	E/A	E/B
の 6 処理能力 6 処理能力 6 処理能力 6 処理能力 6 処理能力 6 処理能力 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	延	対象用途部分	m²	m²	m²	m²	m²		
	面積 合計 ① ごみ	その他	m²	m²	m²	m²	m²		
		計	m²	m²	m²	m²	m²		
		汚物処理場、 焼却場、その ごみ処理施設	人	人	人	人	人		
	2	汚泥脱水施設	m^3	m ³	m^3	m^3	m^3		
	3	汚泥乾燥施設	m^3	m ³	m^3	m^3	m^3		
	④ 燥施	汚泥の天日乾 設	m^3	m ³	m^3	m^3	m^3		
	(5)	汚泥焼却施設	m^3	m ³	m^3	m^3	m^3		
	⑥ 離施	廃油の油水分 設	m^3	m	m^3	m^3			
	7	廃油焼却施設	m^3	m ³	m^3	m^3	m^3		
		廃酸、廃アル の中和施設	m^3	m ³		m^3			
		廃プラスチッ 破砕施設	t	t	t	t	t		
		廃プラスチッ 焼却施設	t	t	t	t	t		
		木くず又はが 類の破砕施設	t	t	t	t	t		
		汚泥のコンク ト固形化施設	m^3	m ³	m^3	m^3	m^3		
		水銀含有汚泥 い焼施設	m^3	m [:]	m^3	m^3	m^3		
		シアン化合物 解施設	m^3	m [:]	m^3	m^3	m^3		
		廃PCB等の 施設	t	t	t	t	t		
	の分	PCB汚染物 解施設	t	t	t	t	t		
		PCB汚染物 浄又は分離施	t	t	t	t	t		
		焼却施設(⑤ ⑤以外)	t	t	t	t	t		
7	備る	 考							

(注意)

- 1 基準時Aには初めて法第51条の規定の適用を受けるに至った日を、51条許可時Bは法第51条ただし書の規定による許可を受けた日を記入してください。
- 2 法第51条許可時に政令第130条の2の3第2項に規定する規模を定めた場合はその内容を備考欄に記入してください。